

長浜市障害福祉サービス事業所燃料価格等負担軽減対策給付金交付申請に関する Q&A

Q1. 送迎・訪問等の用途とは、送迎・訪問以外に使用する車両も含まれるのか。

A1. 送迎・訪問の用途に使用する車両を、事業所の庶務的な業務に共用している場合は含まれます。

Q2. 常時、送迎・訪問に使用していない車両を、必要に応じて送迎・訪問に使用することがあるが対象となるか。

A2. 常時、送迎・訪問に使用されておらず、他の業務に使用されている車両は対象外とします。

Q3. 送迎・訪問の用途のため所有又は使用する車両は、法人名義の車両に限られるのか。

A3. 法人名義の車両の他、カーリース、サブスクリプション等で使用している車両も対象とします。個人所有の車両を借り受けている場合は対象外とします。

Q4. 上記の対象車両は、いつの時点で所有又は使用している車両か。

A4. 令和7年4月1日現在となります。

Q5. 令和7年4月1日時点で保有していた車両で、給付金申請前に廃車した車両があるが、車検証の代替となる書類として何を添付すればよいか。

A5. 登録識別情報等通知書、登録事項等証明書、自動車検査証返納証明書（軽自動車）、検査記録事項等証明書（軽自動車）のいずれかを添付することで、車検証の代替書類として可とします。

Q6. 浴室の平面図とはどの程度のものが必要か。

A6. 建物建設時の設計図面等で浴室設備内容が確認できるものを提出してください。設計図面等がなければ、ワード、エクセル等で作成した平面図でも可とします。